

商工委員会議録第五十一号

昭和三十一年五月十八日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 神田 博君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事小平 久雄君 理事笹本 一雄君

理事長谷川四郎君 理事中崎 敏君

理事永井勝次郎君

阿左美廣治君 椎名悦三郎君

田中 龍夫君 中村庸一郎君

野田 武夫君 濱野 清吾君

南 好雄君 森山 欽司君

加藤 清二君 多賀谷眞稔君

松尾トシ子君 山口丈太郎君

出席政府委員

總理府事務官(公  
正取引委員会事務  
局長) 坂根 哲夫君

通商産業政務次官 川野 芳満君

通商産業事務官  
(大臣官房長) 岩武 照彦君

通商産業事務官  
(重工業局長) 鈴木 義雄君

通商産業事務  
官(繊維局長) 小室 恒夫君

労働事務官  
(労政局長) 中西 實君

委員外の出席者

總理府事務官  
(自治庁財政部  
財政課長) 柴田 護君

労働事務官(大  
臣官房労働統  
計調査部長) 堀 秀夫君

労働事務官(労働  
基準局監督課長) 辻 英雄君

労働事務官(職  
業安定同失業  
対策部長) 渋谷 直蔵君

専門員 越田 清七君

五月十八日

委員山口丈太郎君辞任につき、その補欠として水谷長三郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

繊維工業設備臨時措置法案(内閣提出第八三号)

○神田委員長 これより会議を開きます。

繊維工業設備臨時措置法案を議題とし審査を進めます。質疑を継続いたします。質疑の通告がありますから順次これを許します。山口丈太郎君。

○山口(文)委員 昨日に引き続きまして、若干の質問をいたしたいと存じます。

昨日の大臣の答弁によっても明らかになりましたが、この法律の施行に際しましては、当初からそれに関連して起りますいろいろな問題については、今後審議会においてその生起して参ります問題を計画的に処理したい、こういうお話であります。しかし実際にす

なおに申しますと、この法案を通過してもらいたい、法律として施行してもらいたいという要望は、主として繊維工業に多いのでありまして、それとは全く反対の立場をとっております。この

が、これが機械産業であります。この二つの異なった立場をもつてこの法律をながめておるのでありますけれども、私はその反対の立場をとる機械産

業におきましても、この法律施行後に

起りますいろいろな問題について、十分政府が当初から、その生起する問題に具体性を持たせた計画を同時に発表

していけば、私はその機械産業も大きな反対の声を上げることはないのでは

ないか、こういうふうに考えるわけでありませうけれども、その計画性というものがはつきりしない、ここに非常に機械産業が不安にかられる。こういう結果、この法案に対して反対の声を上げておるものと思っております。従つてきこの大臣の御答弁のよ

うなことで、いわゆるこの機械産業に対する実際の救済策としての具体策を政府がお示しにならない限り、この紡織産業の集中しておられます地域におきましては非常に不安を感ずることは明らかだと私は思いますが、これについても大臣は、そういうような現象が起るとすれば、それに対しては適切な救済策をとる、こういうお話であります。しかしただ適切な具体策をとると言われましても、それはいわゆる機械メーカーの転換指導あるいはまたブランド輸出の適切な指導助成等によります適切な措置によつて、極力これらの産業のこうむります被害を具体的に防止するといふ見解が明らかにならなければ、この不安は解消しない。のみならず実際に生起して参りますものは、昨日私が申しましたように、一地域におきましても数千名の労働者がすでに整理を余儀なくせられるというよりなきわめて憂慮すべき事態に発展すると思っておりますが、こ

れらについてさらに政府の具体的な施策をこの際お聞かせ願いたい、かように考える次第であります。

○小笠政府委員 機械工業自体の問題は重工業局長から御答弁することになるかと思いますが、私繊維産業を主管している立場で一言申し上げます。

今回の法案によつて、紡織設備についてはおおむね新増設を制限することに相なっておりますが、これはたとえば綿紡なら綿紡、スフ紡ならスフ紡、あるいは毛紡なら毛紡につきまして、それぞれの需給関係を毎年よく調べて、新増設の必要があるもの、あるいは需給上若干余裕を認められた方がよいもの、これは秩序立った新増設を認めていくつもりであります。たとえばスフ紡については、スフ綿がだいぶ増産されるような形勢にありますので、その増産の模様なども見合せて、必要な紡織は認めていかざるを得ないという点もございまして、翻つて一番問題になってお

ります綿紡であります。これにつきまして、従来からすでに過剰な紡織が存在するということもございまして、原綿の割当等において過剰の度がさらに強化されないようにずっと押えて参りまして、従来とも、この二、三年はあまり新増設の幅を大きくいたしません。それでこの綿紡については、この法律が施行されますと、まず新増設を認めたいと思つていますが、今言つたような経緯でございまして、実は

平年と比べますと、それほど大きな需要の減というものがこの法律の施行に

よつて直ちに生ずるとは私考えないの

でございます。ただし実はこの法律を

施行するためには、いわゆる見越しの

増設といふものが、主としてスフ紡

が一番多いのでございまして、評価

のしよりのよつて八十万錠とか百万

錠というより新増設の発注がきわめ

て短期の間に集中いたしましたので、そのために実は紡織機工業はここ数カ月異常な繁忙状態である。これが、法律が施行されまして一段落するためにその反動が生ずる。平年と比べてどうというよりも、とりあえず非常に繁忙であつたものが一時に発注が落ちるといふ点に実は問題があるわけであり

ます。そういういたしまして、この法律施行後今言つたような谷ができました。際、数カ月とかあるいはせいぜい一年くらいの間にこれを何とかしてもらいたいということが機械工業側の御要望であります。私も今申しましたように綿紡以外の紡織については、需給関係をよく見まして、また今回の新増設が実はまだ必ずしも的確に把握されておりませんが、その数字がどの程度になるかということも推定いたしまして、繊維の需給関係も十分に参照し、同時にまた機械工業の事情も考慮に入れて、この綿紡以外の部門の新増設の数字ということでもって判断して参りたい。綿紡については新しいものはちよつと認めたいのであります。しかしながら綿紡についても更新の需要は年々相当ございまして、こ

れらについてさらに政府の具体的な施策をこの際お聞かせ願いたい、かように考える次第であります。

○小笠政府委員 機械工業自体の問題は重工業局長から御答弁することになるかと思いますが、私繊維産業を主管している立場で一言申し上げます。

今回の法案によつて、紡織設備についてはおおむね新増設を制限することに相なっておりますが、これはたとえば綿紡なら綿紡、スフ紡ならスフ紡、あるいは毛紡なら毛紡につきまして、それぞれの需給関係を毎年よく調べて、新増設の必要があるもの、あるいは需給上若干余裕を認められた方がよいもの、これは秩序立った新増設を認めていくつもりであります。たとえばスフ紡については、スフ綿がだいぶ増産されるような形勢にありますので、その増産の模様なども見合せて、必要な紡織は認めていかざるを得ないという点もございまして、翻つて一番問題になってお

ります綿紡であります。これにつきまして、従来からすでに過剰な紡織が存在するということもございまして、原綿の割当等において過剰の度がさらに強化されないようにずっと押えて参りまして、従来とも、この二、三年はあまり新増設の幅を大きくいたしません。それでこの綿紡については、この法律が施行されますと、まず新増設を認めたいと思つていますが、今言つたような経緯でございまして、実は

平年と比べますと、それほど大きな需要の減というものがこの法律の施行に

よつて直ちに生ずるとは私考えないの

でございます。ただし実はこの法律を

施行するためには、いわゆる見越しの

増設といふものが、主としてスフ紡

が一番多いのでございまして、評価

のしよりのよつて八十万錠とか百万

錠というより新増設の発注がきわめ

れが今の谷間の時期に集中的に行われような行政指導をできるだけいたして参りたい。これについては紡績会社の方も協力する気持を十分に持つておるのであります。何回も前に政府委員から答弁しておりますように、紡績機の更新の打合せというものは紡績会社の代表者と紡績機会社の代表者とがひざを突き合せて自分たちの方針、計画を示し、これをまたいかに促進していくかという点を相談し合う場であり、またその場を利用して、また打合せでさらに小委員会とか専門部会とかいろいろの場でもって参りたいと考えております。この法律には審議会が設けられておりまして、その審議会において需給等の計算をして新増設の制限なり過剰設備の処理などについて基準を明らかにしていきたいということになっておりますので、その審議会においても今の更新の促進という点を具体的に相談していきなれば、公式の場における話し合いもできるというよりな考えでおるわけでありませう。

○山口(文)委員 この法律は現在の過剰設備をある程度制限をして保護を加えるというところが一番大きな目的ではないかと思ひますが、今の局長のお答えによりますと、この法律が施行されるものとして、すでに見越し増設を盛んにやっております。従つて機械メーカーは今非常に繁忙であるということでありませうが、そういうことがもたらされておるとすれば、この法律を施行する目的がすでに失われつつある

わけ、そういう見越し増設というものがあつたらぬことを知りつつ、それを取り締る方法がないかと思ひました。それに対して何らか適切な方法で講じて、そういうような施設の増設等は必要ではないかと思ひるのであります。それは野放しにしておいてはなるのですか、どうですか。

○小室政府委員 お尋ねの点まことにごもつともでありまして、私どももいたしまして、特に過剰の度の激しい綿紡とか、あるいは毛紡等につきましても、あるいは原綿なり原毛なりの輸入に際しては外貨割当をいたしておられますので、この新増設の設備に対しては、原綿、原毛の割当をいたさないということはつきり通知いたしておりました。この際今の新増設をやらないようにという警告もいたしてあります。また金融面においても、そういうものに対してお金を貸さないように、銀行等に対する協力も求めておりますが、しかしながら法律的に申すとその新増設を抑える手段がない。これがないので、今度法律でもって押えるようにしたい、こういうような次第でございますから、なかなか手が回りかねるのであります。しかしながら、見越しにせよ、今新増設の最も行われておりますのはスフ紡でございます。スフ紡は、最近輸出の好調その他で需要も非常にふえておりました。スフ綿の増産も、これも行き過ぎになるという心配があるので、一方では警告いたしておりますが、そういう関係

もありません。ある程度はやむを得ないという感じを私どもは持つておるわけでございます。

○山口(文)委員 そういふふうにして、この法律がかえつて刺激になつて、一方においては大企業の新増設が促進されつつある。しかもそれは綿紡だけではない、いわゆる機械において、その施設の新増設が急激に行われ、こういうようなことになれば、一時的には機械産業も潤うわけでありませうし、またその機械の更新等についても、これはその前途には非常に望ましい傾向を持つておるわけでありませうが、しかしその施設をしても、今申されるように今度は嚴重に資材を規制して渡さない、こういうようなことになりませうと、またそこに、増設した工場の維持のためのいろいろの問題が派生してくる、こういうことになって、実は問題が非常に複雑になり、その解決は非常に困難になつてくると思ひるのであります。もちろんこの増設されるものは近代的の施設が行われると思ひのであります。もしそういうような施設が過剰であるとするれば、これは旧施設から新しい施設への、いわゆる転用施設としてこれを活用せしめるような方向に指導することが適切ではないか、こういうふうには私に考へますけれども、政府のお考えになつておる点はどうか、しようか。

○小室政府委員 お示しの通りできるだけ新設の機械を動かして、もし過剰の設備があるならば、これは古い機械を格納し、あるいは最終の場合には廃棄するということ、過剰設備の処理の対象にすることは当然だと思ひます。私どもは紡績設備について

は、とりあえず綿紡だけを過剰設備処理の対象と考へておりますが、また一方においては、綿スフの最近の需給関係等もやはり考慮に入れなければなりません。今お話のような点を十分配慮して処理いたしました、こういうふうにご考へておりました。

○山口(文)委員 国内の処理について私のお尋ねをいたそうとする点は大体尽きたわけでございますが、御承知だと存じますが、私は昨日の質問にも申し上げましたように、南米、特にブラジル方面におきまして、日本との合弁会社として、大規模に紡績工場を建設するといふような計画がなされておるようでありませう。またインドあるいはビルマ等の南方地域におきまして、そういう意欲は非常に盛んのようにあります。この際は、日本のすぐれた工場施設をこれらに輸出をして、積極的にプラント輸出を奨励していく、こういうことではないかと、日本の加工品を輸出する、いわゆる製品を輸出する貿易だけにたよつておるといふことは、現在の日本の主たる貿易圏内におきましては、日本の貿易は伸張しない。従つて日本経済を維持するためには、特にこのすぐれた紡績機械の対外輸出、いわゆる紡績工場の対外輸出ということが、いさし積極的に行われてしかなるべきではないか。政府はこういう点について、ただ国内における規制を考へただけではなく、進んで、私が今申し上げたような措置を講ずることによつて、機械メーカーの発展を期せしめるような指導を行ふべきではないかと思ひます。これは輸出会議に諮りまして目標を立てます。その輸

られつつあります。またどうも知られておられますか、御計画がありますならば、その御計画を一つお示しいただきたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 紡績の輸出問題のお話と思ひますが、それにつきましては、われわれとしまして、先般来申し上げておられます通り、市場開拓等もできるだけいたします。またアフター・サービス等にも努力いたしております。また現在では、輸出につきましては輸出銀行での金融的な措置もございませう。またそのほか、紡績会社あるいはそういう関係の企業進出といつた関係もあつた。さういふ場合いよいよ輸出保険といふようなものもございまして、それらを総合いたしまして、プラント輸出の促進に大いに努力をいたしておる次第でございます。

○山口(文)委員 努力はせられておるといふようでありませうけれども、私のお尋ねいたしますのは、ただばく然と努力をしておるといふだけでは、これは私の質問に対する答へにならないわけです。いすれにいたしても、私は政府が努力をするという限りにおきましては、やはり具体的にその計画を持つて進めなければならぬと思ひます。従つて私は、その計画があるかどうか、またどういふ計画によつてそういう施策を進められておるかをお尋ねしたい、あるいはそれをお示し願ひたい、こう言つておるのであります。一つはつきりしていただきたいと思います。

○鈴木(義)政府委員 紡績のプラント輸出につきましては、これは輸出会議に諮りまして目標を立てます。その輸

は、とりあえず綿紡だけを過剰設備処理の対象と考へておりますが、また一方においては、綿スフの最近の需給関係等もやはり考慮に入れなければなりません。今お話のような点を十分配慮して処理いたしました、こういうふうにご考へておりました。

○山口(文)委員 国内の処理について私のお尋ねをいたそうとする点は大体尽きたわけでございますが、御承知だと存じますが、私は昨日の質問にも申し上げましたように、南米、特にブラジル方面におきまして、日本との合弁会社として、大規模に紡績工場を建設するといふような計画がなされておるようでありませう。またインドあるいはビルマ等の南方地域におきまして、そういう意欲は非常に盛んのようにあります。この際は、日本のすぐれた工場施設をこれらに輸出をして、積極的にプラント輸出を奨励していく、こういうことではないかと、日本の加工品を輸出する、いわゆる製品を輸出する貿易だけにたよつておるといふことは、現在の日本の主たる貿易圏内におきましては、日本の貿易は伸張しない。従つて日本経済を維持するためには、特にこのすぐれた紡績機械の対外輸出、いわゆる紡績工場の対外輸出ということが、いさし積極的に行われてしかなるべきではないか。政府はこういう点について、ただ国内における規制を考へただけではなく、進んで、私が今申し上げたような措置を講ずることによつて、機械メーカーの発展を期せしめるような指導を行ふべきではないかと思ひます。これは輸出会議に諮りまして目標を立てます。その輸

られつつあります。またどうも知られておられますか、御計画がありますならば、その御計画を一つお示しいただきたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 紡績のプラント輸出につきましては、これは輸出会議に諮りまして目標を立てます。その輸

は、とりあえず綿紡だけを過剰設備処理の対象と考へておりますが、また一方においては、綿スフの最近の需給関係等もやはり考慮に入れなければなりません。今お話のような点を十分配慮して処理いたしました、こういうふうにご考へておりました。

○山口(文)委員 国内の処理について私のお尋ねをいたそうとする点は大体尽きたわけでございますが、御承知だと存じますが、私は昨日の質問にも申し上げましたように、南米、特にブラジル方面におきまして、日本との合弁会社として、大規模に紡績工場を建設するといふような計画がなされておるようでありませう。またインドあるいはビルマ等の南方地域におきまして、そういう意欲は非常に盛んのようにあります。この際は、日本のすぐれた工場施設をこれらに輸出をして、積極的にプラント輸出を奨励していく、こういうことではないかと、日本の加工品を輸出する、いわゆる製品を輸出する貿易だけにたよつておるといふことは、現在の日本の主たる貿易圏内におきましては、日本の貿易は伸張しない。従つて日本経済を維持するためには、特にこのすぐれた紡績機械の対外輸出、いわゆる紡績工場の対外輸出ということが、いさし積極的に行われてしかなるべきではないか。政府はこういう点について、ただ国内における規制を考へただけではなく、進んで、私が今申し上げたような措置を講ずることによつて、機械メーカーの発展を期せしめるような指導を行ふべきではないかと思ひます。これは輸出会議に諮りまして目標を立てます。その輸

られつつあります。またどうも知られておられますか、御計画がありますならば、その御計画を一つお示しいただきたいと思ひます。

出会議にはエキスポート、メーカー、これらが集まりまして、大体各市場別に検討いたしました。たとえばどのようになり今三十一年度は輸出するかというふうなことで目標を立てるわけでありまして、大市場別にも、インドにはどのくらい、あるいは中南米にはどのくらいというふうな予定を立てております。また先ほど来の経済協力には、ピルマの関係とかいろいろ問題もございまして、現在進行しておる点もあるわけでありまして、その点実際問題として具体的に検討をいたしました目標を立てて進みたい。これに対して先ほど来申し上げましたいろいろな助成措置を講じていきたい、こういう考えであります。

○山口(主)委員 政府の施策について、私は各省の持ち合せておる計画を尋ねましても、抽象的なお答えばかりで、具体的にどうする、という目標、計画が示めされません。これは産業界が議会を通じてどういう方向で運営していくかというめどが実は立たぬと思っております。国会を通じて政府の持つておられる計画を具体的にどうだということを示されて、初めて私は産業経済界の各層がその目標に向って、具体的に今度自分の計画を推し進めることができると思っております。けれどもただばく然と審議会にかけて、そしてその審議会の答申によってとか、あるいはまた協議会を設けてその協議会の議を経てとか、こういうことではさっぱり政府の指導の方針が明らかでない。こういうことでは私はどうも通産省に限らず、全体的に見て政府の責任政治ということにはならない。今日経済界の混迷いたしております大きな理由

の一つはそこに原因がある。常に経済界が不安定でありますから、労使間の問題につきましても、どうしても十分に所期の目的通りの解決ができないで、無用のトラブルを生ずる結果になります。こういうふうには私には考えられないわけでありまして、特に通産省はわが国産業の中核行政を扱われるのでありますから、従ってこれは日本経済を左右するきわめて重要な施策を行われておるわけでありまして、それだけにわが国の経済に適應していく計画的指導性というものが、この国会を通じて国民の前に明らかにせられなければならない。たまたまその一つの部門であるこの法案の審議に當って、ただ纖維産業と機械産業との計画的性についてののみをお尋ねいたしました。今のような抽象的なお答えをもつては、これはさっぱり業界の目標が立てられないと私は思うのであります。次官どうでしょうか、実際にいすか、業界に目標を与え得るような指針を、この際明らかにせられることが私は妥当ではないかと思っております。私に私に、全然そういってお持ち合せはないのでしょいか、お伺いをいたします。

「委員長退席、小平(久)委員長代理 理着席」

○川野政府委員 機械の外国輸出の問題につきましては、国外から考えた面と国内から考えた面との二つの面があるかと考えております。国内から見ると、国内におきましては、国内機械メーカーの御奮起を願う。これは政府といいたしましては、確実なる市場を与える。こういうことであらうかと考えております。そこで国内の業界から見ますれば、

外国等に輸出した場合に損害をこうむった、こんなときにおきましては、ある程度の損害の補償を与える、こういう点も実は必要であらう、こういうふうなことから、先般御審議を願いました輸出保険制度の拡大、こういうことを実はねらったわけでありまして、さらには外国の面から見ますと、市場の拡大でございます。これにはどういふ面の市場を拡大する余地があるか、こういう点を検討せねばなりませんので、従いまして今外国にも市場調査の人を派遣いたしました。そして、そういう面からどういふ方面にはどういふ機械の輸出が可能であるか、こんな事柄を現在調査させておるような次第であります。なお日本の機械は優秀である、こういうこともまた機械を買っていただくところに示す必要がありまして、従いまして先ほど来局長が申されましたようにアフター・サービスということに重点をおきまして、日本の機械が優秀であるということ海外に実際に知らす必要がある、こんなことから、そういう人を派遣するアフター・サービスの費用、あるいは市場調査の費用をいたしまして、口ばかりではありません、二千万円の現実の予算を組ましまして、そしてその面からそういう方法をとりたいということでは、予算も計上いたしました。ような次第であります。

○山口(主)委員 今の御答弁によりまして、私はほんとうに過剰に陥らないための方策として、政府の言いつつは、工場が健全でなければ機械産業も健全にこれを運営することができない。だからまず加工産業を堅実にする。そしてその加工産業に提供する機械産業を維持するのだ、日本の機械産業の若干の犠牲はやむを得ない、こういうことで、実はあまりこの機械産業の犠牲につきましても、確たる計画的な救済策はお持ち合せではないのではありませんか。従って、そういういわば無準備のままにいろいろ法律案を出して、その日しのぎの糊塗策をとられるということはきわめて遺憾に思われるわけでありまして、もう少し末端に至るまでの計画的性を先に発表をして、そしてその計画的性に合致した法律案を提出される、こういうふうな望みなのであります。

次に私は労働省にお伺いをいたしました。今日アメリカにおきましても、あるいは東南アジア方面におきましても、せつかく伸びつつありましたわが国の纖維製品の輸出が、またまたアメリカの輸入制限あるいは各地におきまして制限を受けようとするような、きわめて憂慮すべき事態にありまして、これは新聞紙上に報ずるところによりまして、日本の労働者の賃金水準というものは、いまだ先進各国の賃金水準に達していない、きわめて低水準にありまして、生産コストを低め、しかも各国の水準よりも低い価格水準で売り出す、そしてまたまたソーシャル・ダンピングの傾向を帯びつつある、こういうふうな誤解を与えておるのではないかと、思うのであります。しかるがゆえに、やはり世界労働機構の条約として締結をいたしましたものを批准する、そしてそのことが、日本の労働者の賃金水準というものが、決して世界の労働者の賃金水準と遜色のない努力を払いつつあるのだということ、国際的に信用せしめるものとして私は主張をして

おりましたが、その批准は戦後終りまして、そのような措置はとられたけれども、今日実際に日本の貿易品、特に纖維製品が各所において、そういうような輸入制限の傾向を帯びつつあること、憂うべきことであると思っております。これについて、労働省は、少くも、もしそのようなことが誤解に基づくものであるとすれば、その誤解を解く努力を当然行すべきであると思っております。また通産省としては、それは誤解ではなく、事実であるといたしますならば、その産業に対しては、やはり人の間隙を縫って不当に利益を得るといふような手短かな考え方を排して、恒久的に国際的に信用を得るような行政指導を当然行なうて、わが国産業の発展を期するような措置を講ずる必要があるのではないかと。この際私は労働省及び通産省に對しまして、これらの点についてどういふ処置をとられつつあるかについて、お伺いをいたしたいと思っております。

○堀説明員 お答えいたします。ただいまお話がありましたごとく、日本の労働者の賃金水準と各国の労働者の賃金水準を比較いたしますときに、単純に為替換算だけによりまして比較いたしますときに、アメリカ、イギリスその他に比べて、日本の労働者の賃金水準が相当低いということは事実でございます。ただ実際的に比較いたします場合には、やはり単純な為替換算だけではない、その貨幣の購買力、特に労働者の場合においては食糧の購買力という点を加味して比較しなければならぬと思っております。その食糧、物価等によりまして、名目賃金水準を割りまして、いわゆる食糧賃金

おりましたが、その批准は戦後終りまして、そのような措置はとられたけれども、今日実際に日本の貿易品、特に纖維製品が各所において、そういうような輸入制限の傾向を帯びつつあること、憂うべきことであると思っております。これについて、労働省は、少くも、もしそのようなことが誤解に基づくものであるとすれば、その誤解を解く努力を当然行すべきであると思っております。また通産省としては、それは誤解ではなく、事実であるといたしますならば、その産業に対しては、やはり人の間隙を縫って不当に利益を得るといふような手短かな考え方を排して、恒久的に国際的に信用を得るような行政指導を当然行なうて、わが国産業の発展を期するような措置を講ずる必要があるのではないかと。この際私は労働省及び通産省に對しまして、これらの点についてどういふ処置をとられつつあるかについて、お伺いをいたしたいと思っております。

の比較によつて見ますれば、その幅はだいたい少くなるわけでございます。そういう点の誤解が一つあると思つております。

それからもう一つは、たとえば紡績関係が非常に低賃金であつて、ソーシャル・ダンピングを行なつておる、こゝういふ非難もよく聞くのであります。この問題は、御承知のようにやはりその国々の一般的な生活水準、それから賃金水準、それとその産業の賃金水準とを比べてみて、一般的な賃金水準に比べて著しく低位にあるというふうな場合に、その非難が成り立つと思つて見ますれば、一般の製造業の賃金水準に比べて必ずしも低位にあるとは考えられないわけでございます。たとえば労働省の統計によりまして、昨年平均で見まして、紡績業の女工さんの賃金は、一般製造業の女工さんの賃金よりも六〇程度上回つておる、こゝういふことになっております。要するに国民所得の問題、それから一般的な産業の賃金との関連においてこの問題は議論しなければならぬと思つておる、いろいろな誤解も生じておる、日本は在外公館を通じてはILOのいろいろな会合等を通じて、その誤解を解くべく努力をして参つたのであります。ただいま先生御指摘の通りに、この問題について誤解を解くことは、わが国の輸出振興と結びあつて重要な問題と思つて、今後とも御趣旨に沿ひまして、各国の誤解を解くようにさらに努力を続けたいと思つて次第でございます。

○小室政府委員 ただいま御指摘の通り、米国等において日本品の輸入制限を推進しております勢力の中で、日本の繊維労働者の低賃金という問題とをとりあげておるの法が相当なわけであり、輸入制限法案の中にも、そういう見地から賃金水準の問題を特に条項に織り込んでおる法律案もあるものであります。今の日本の繊維労働者の賃金水準については、労働省のお答えの通り私どもも考えるのであります。他方においてわが国の繊維品の輸出価格というものは、わが国の輸出部面における過当競争あるいは国内の需給の關係等からいたしまして、各国の繊維品の価格水準に比べて異常に低い場合が相当ございます。例のワンダラー・プラウスの場合も、向うのプラウスの二ドゥルに相当するものがわが国のものは一ドゥルで売られておるといふように、非常な差がある例もありません。いづれにしても、わが国の繊維品の輸出の場合の価格がどうも低過ぎる。もう少し秩序立つた輸出を行えば、また国内における需給の根本的な調整ができるならば、もう少し輸出値段を上げていくことができるし、また異常に下ることを防止することができるといふふうに私どもは考えておりました。輸出の分野においては輸出取引法の運用あるいはチェック・プライスを設けるとかあるいは最低価格の協定もいたすということもいたしておりますが、やはり問題は国内における輸出品の生産の、あるいは需給の調節をはかることが大事である。そういう見地から国内において需給が非常に不均衡になりました場合には、紡績の換短勧告、あるいは織機における操短といふようなこともあ

る時期に実施して参りましたが、その根本を直す意味で私どもは設備の増設の秩序ある実施をはかりたい、過剰なものもさらに過剰になることにならぬようにいたしたい、こゝういふ趣旨で、この法律の根本のねらいも今の繊維品の輸出価格の維持安定といふところにあるわけでありまして。

○山口(文)委員 今両省の方から御答弁がありましたが、さらに労働省にお尋ねいたします。今の御答弁によりますと、紡績産業の労働者の賃金は、一般製造業の賃金水準に比べてたしか二〇%高いといふようなお答えを聞いたと思つておる。しかしそれは月取総額において多いので、こゝういふことが必ずしも賃金が高いといふことを意味しないと思つておる。古いことではありますけれども、日本移民がアメリカでポイコットされたのは、これはたしか八時間労働制をアメリカの労働者がとつて、この基準を守ろうとしたときに、日本の労働者は産業に忠実である、使用者に忠実であるといふことで、その八時間労働制を破つて、基準外によつて高賃金を得ようとしたところに移民排斥の大きな理由があつたと伝えられるのであります。また紡績品のソーシャル・ダンピングといふものをしりを受けたのも同じであります。日本は大体世界労働基準を守つておらぬ。言いかえますと、時間外によつて労働者の収入をふやしておるのだ、そして一人当りの生産を上げて、これによつて製品の価格を下げておるのだ。まさに私は今日もその通りだと思つておる。はなはだしきに至りましては、今もなお一昨年来のある工場の争議のごとく人権闘争と言われるような深刻

な争議が発生するといふようなことも行われておるのが実情であります。おそれる紡績に限らず、日本の各事業場がこの国際労働条約によつて定められた、あるいは労働基準法によつて定められた八時間労働といふこの基準を厳密に守つておるところは、一カ所もない、こゝう申しても差しつかへはないと思つておる。いかほど日本は国際労働水準を守つて、そして製品を適正価格で売り出しておるのだと言つても世界は信用しない。しかしながら日本の経済実情からいたしまして、私はそれを一気に実現しようといふのではございません。けれどもよく了解をいたします。けれどもだからといって、今日あまりにもそういう目先の利益のために将来を失うような行政指導はこれを逐次改めなければ、将来日本の産業はゆゆしい結果を招来していくと私は思つておる。これらについては労働省はいろいろ見解をたつておられるか、一つお尋ねをいたします。

○辻説明員 ただいま御指摘がございましたように、労働基準法におきましても、諸外国におきましても同様八時間制を建前といたしておりまして、八時間の中において最も効率的な業務運営が行われますことが最も望ましいわけでございます。しかしながらただいま山口委員からお話のございましたように、諸外国におきましてもある程度時間の弾力性が定められておるのであります。わが国におきましても基準法におきまして一定の女子、年少者等に対する特別の制限あるいは一般成年男子における労使協定による時間外労働の制度等がありますことは御承知の通りでございます。実際の労働時間

がどの程度でありますかにつきましては、ただいま持ち合せしている資料について申し上げますと、本年一月の綿糸紡績業の三十人以上の事業場におきます女子の労働時間は、一日当り八・〇四時間という結果になっております。従ひまして問題のございましては、むしろ率直に申しまして、それ以下の中小のころにおきましては、あるいはこれをこした労働時間の延長が合法に、あるいはときとして違法に行われておる場合もあろうかと思つておるけれども、いわゆる比較的多数の労働者を雇用いたしておりまして近代工場におきまして女子の違法な労働時間が大規模に行われておるといふように私は私どもの方は毛頭考えておらないのでございまして、問題はむしろ小規模の、極端に申しまして零細な事業場における違法な時間外労働といふのがあつておる程度存在しておりますことは御指摘の通りでございます。これに對しましては、私ども全監督官を動員いたしまして、年間で約三十万程度の事業場の監督をいたす等によりまして、できる限り努力をいたしておる所存でございます。今後ともそのような努力をやつて参りたいと思つておる。

○山口(文)委員 私も本院に参るまでは労働基準関係につきましても協力をして参りましたので、実情につきましてもよく承知をいたしておりました。そこで特にこの繊維産業のうちの中小企業におきましては、家内工業が多い関係もありまして、その工場の設備及びその労働の状況等はきつめて劣悪な状況にあります。きのうの大臣の答弁によりまして、問題はやはり大きな紡績工場から織布工場等のメーカーへ合理

的にその資材を回すということが必要だ、こういうふうなお話もございまして、しかし私は、それを受け入れるに際しても、これらの弱小企業は逐次その地域別に共同して行うような組織を作らしめるように指導して、そこへ材料も流し、あるいは労働に関する諸規定も、そのような規模の中で規制をしていく、こういうことにいたしますならば、今申しましたように日本の製品に対して外国からいろいろの誤解を招くようなことも生じないことになりまし、のみならず、実質的に合理的に日本の労働者の賃金を策定し、これを増大することができる、私はこういうことを考えるのでありまして、従ってこういう点については特に労働省においては、今後の労働指導を適正化していただくようにお願いをいたしたい。

また臨時工と本工の問題でございませけれども、これにつきましても私は、やはり身分によってその待遇は明らかに差別せられておるのでありますから、従ってこれは、厳密に申せば法規に違反しておるものと思ひます。しかしそれも日本の経済実情から見ました場合には、ある程度これを容認するといいたし、行き過ぎて長期にわたって臨時工を放置して、そうして同一工場に働きのながらその身分の差別を余儀なくせられるようなことは、許しておくことのできないことであると思ひますから、従ってこの臨時工に対しまして適切な措置を講ずるよう御指導願ひたいと思ひます。

第三に、私は通産省にお願いをいたしたい点は、こういう工業施設の臨時措置法が提出せられたのでありますけれども、私は昨日来御質問申し上げております通り、この法に限らずすべてでありますけれども、特に影響を及ぼすところ非常に大なるものがあるこの法律案を提出になったのでありますから、従ってそれは本来ならば、この法案を提出する前に、関係いたします諸施策についての具体的な計画を立てて、その計画に基づいて法律を出す、こういうことが建前であればならぬと私は思ひますのでありますけれども、不幸にしてそれを欠いておられるのであります。しかも御質問を申し上げましたも、その内容は具体的には何らお持ち合せがないといつても差しつかえない事情は明らかであります。私はこういうことで、一方においては中小新機に犠牲をしいる、いわんや機械産業に對しては非常に大きな不安を与えるような施策をあえてされるということ、一考をわすらわれない。そして、もしこれが成立施行せられるというのでありますならば、私はこの機械産業の保護育成、維持育成のために一つ格段の努力を払われて、今まで私どもの申し述べました諸点を十分に取り入れられて、御勘案あらんことを希望いたしますして、私の質問を終わります。

○小平(久)委員長代理 この際、連合審査会開会の件についてお諮りいたします。ただいま本委員会において審査中の繊維工業設備臨時措置法案について、本日社会労働委員会より連合審査会開会の申し出がございましたが、これを受諾するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小平(久)委員長代理 御異議なしと認めさう決定いたします。

なお、本日は商工委員会、大蔵委員会連合審査会を午後一時より開會する旨公報をもつて御通知いたしておきました。ただいま決定いたしました社会労働委員会の連合審査会も、先方の委員長と協議の上、これに合せて行うことにいたしましたと存じますので、御了承願ひます。

○多賀谷委員 先日の質問に続いて政府に質問いたしたいと思ひますが、まずこの法案の第二条に、第一項も第二項もそうなっておりますが、ただし書きがありまして、「特殊の構造を有するため糸の製造の能率が著しく高い紡織機であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない」、同じく第二項にもさういふ規定があるのです。要するに、性能の高い機械の場合はその限りでない、法律の適用外になつておる。これは一体どういふ理由でさういふようにお取り計らいになりましたか、お尋ねいたします。

○小室政府委員 私どもは繊維産業の合理化、特にまた機械設備が新鋭化するということ、海外に対する競争力の増加する点もあつて、最も望ましいと考へております。特に新鋭の度の著しいというか、能率の高い機械については、これを据え付けることを奨励し、またこれを製造することを奨励する趣旨から、制限の外に置いたわけでございます。

○多賀谷委員 先般以来私たちは、設備の制限だけをしても、生産量の制限をしなければ意味がないではないか、こういうことを盛んに言つてきたわけでありまして、私は何も新しい、能率の高いものを入れるなという意味ではありません。しかし法律の外に置く手はないと思ひるので、やはり法律の中に入れて、さういふ設備を更新する場合にいろいろな処置を講ずればよいのであつて、法律の外に置いて登録もする必要がない、こういうことはどうも解せないわけでは。登録は一応して、さういふ設備については特別の考慮を払うという別ですが、法律の外に置くということになりますと、結局生産量はますます増大する。さうするとこの法律そのものが意味をなさなくなる、あるいは法律の外に置いた新鋭の機械によつてさらに法律内部の問題を逆に調整しなければならぬ、さういふ問題も起るかと思ひます。一体なぜ外に置かれておるか。法律がこれでは死んでしまふじゃないですか。

○小室政府委員 新鋭の程度、高能率の程度によつてはおつしやるようなことが起り得るわけでありまして、私どもが通産省令で指定したさうと考へておりますものは、通常の能率の高い機械というのでなくて、よほど特殊の例外的なものだけであつて、そのためにさういふことはないと確信いたしております。もちろんさういふものも登録の対象にしたらいじやないかといふお尋ねは、まことにごもつともございまして、実はこれは機械工業方面からの要望もあつてさういふ点を考へたような次第でありまして、考へ方としてはそれは両方とも成り立つかと思ひます。

○多賀谷委員 都合のいいときだけは機械工業の要望とか、繊維工業の要望とか、労働組合という名前も引き出されまふけれども、私は先般から言つておるように、この法律がきわめて一貫してない。ことに生産量を押さえるというのがやはり最終の目的でなくちゃならぬと思ひます。それがために、生産量を押さえるについてはいろいろな困難な点があるから、一応設備を規制しよう、さうすると、能率のいいものを外に出すというのは、どうも法律が初めから何を意図しているのか私は理解に苦しむ。過当競争という場合には、やはり生産の非常にいい機械からできておりますところの製品もその中に入つてくるのですから、非常に高能率のものが外に出ておる。それがほとんど回転をするというふうな状態がもし来るとするならば、それによつて今度は今までの登録を漸次制限をしていかなきゃならぬ、さういふことにもなつておる。しかもあなたの方は、この登録の効力については、相続権とか合併という包括的な承継の場合も当然ですけれども、売却してしまつても、あるいは借りる場合にしても、全部効力がくつついておる。さういふ機械にその効力を順次継承させておいて、おるといふような状態において、その非常ないい設備を全然法律のワケの外に置く、あるいは登録はさせるけれども、新規の製造その他買入れについては、あるいは届出でいいとかなんといふことならば、話も少しわかるのでありますけれども、全然法律の外に置いておる。行政機関が介入することができない。あなたの方は省令でやると言われるけれども、省令でやるくらいなことを言つておる。どうも私ははつきりしない。なぜ高能率のものを外に置かれるか。これは合理化カルテルで、合理化していくという方針ならば、これ

はまた別なんです。ですから不況カルテルですか、合理化カルテルですかと言うと、両方でもない。しかもこれは輸出のためだ。それだけで済むかと、いや、そうではない。そうして今おっしゃる通りに、過当競争の中に当然入っていく大きなファクターである新鋭の高効率の機械による生産の分については、全然法律の外に置く、こういうことでは法律が全然死んでしまわないですか。

○小室政府委員 先ほど申しましたように、特別の例外的な高効率機械というものを通産省令でしぼるのであります。もちろんこれがいいものだという事になれば、だんだん普及して参りましょう。普及して参ります場合には、これは通産省令からはずしていくという運用をいたしていく。従って行政の弾力的な運用は実際には保てる、こういうふうに考えるわけであります。

○多賀谷委員 はずしていく、そうして今度はこの法律の中に入れて、こういうことになりますと、そこで私は非常なトラブルが起ると思う。なぜ起るかといえ、従来のよりも、はずすものについては少くとも高効率です。ですから従来のワクがまた制限をされる、こういうことになりますと、これを余分に認めれば別ですが、余分に認めれば、法律が死んでしましますから、それも実際はお困りでしょう。どうもあなたの方ではいろいろな政治勢力の妥協でできたのかもしれない、何を今おやりになっておられるのか、どう考へても私ははつきりわからないのです。どうですか政務次官、御答弁願いたい。

○川野政府委員 ただいま局長から御答弁申し上げましたように、この新鋭機械が普及したというような場合におきましては、これをはずす、こういうわけでありましますから、従いまして、特殊の機械だけをはずす、こういうことではございませぬから、そう大した打撃はなかり、かように考へております。

○多賀谷委員 実際問題としてはあるいは起き得ない、こういうふうに考へられるかもしれない、しかし一万の機械を一人で運搬できるような機械というものは、今ないこともない。そういう状態になると、これはもう特殊な構造を持つておられますから、はずされる。しかしその生産量は非常なものだということになりますと、どうなりましか。結局それが普及しておるから、今度は法律のワク内に入れようということになれば、その一万個分だけが今度法律によって規制を受ける。そうすると全く混乱をするんじゃないやませんか。わざわざ混乱させるような法律を作る必要はない。初めからあなたの方が今法律を作ろうとして提案されておるので、そういうことが予想できるのですから、何もわざわざこれだけ

○小室政府委員 法律の中に置いて届出願うということも確かに一つの方法だと思ひますが、その場合でも、あとで許可制の方に組み入れれば、そういう同じような問題が起りますし、私どもは先ほど申しましたように、紡織機の技術が進んで非常に新しい優秀な

機械ができる、これはほかでまねするものもないし、最初は試験的に使ってみる、そういうよりな時期にこの省令の適用をやつていこう、こういうつもりでいるのであります。

○多賀谷委員 どうも私は理解に苦しむ。非常に性能のいい機械を法律の外に置いて生産制限をされるというよりなことは、全然意味をなさぬ。そういう場合なら初めから法律をお作りにならない方がいい。最近新鋭機械を更なるというものが日本経済の大きなテーマですけれども、日進月歩で進んでいる、こういうよりな状態で新鋭の機械は別に置くという事は、この法律が過当競争を抑え、そうして生産量の抑制をするという法律の建前をとるならば、これこそ私はこれによって法律が死んでしまふ、かように考へるわけですから、いや、それは行政におまかせ下さい、こう言われるけれども、あなたの方は行政でできないから法律を作ろう、こうおっしゃるのだ。私はどうもこの点は解せない。しかも最近聞くところによると、この法律によって制限を受ける機械以外の機械を作つて実際はその運用をしようということが本日の新聞にも載つておりましたが、そういう動きさえあり、そうして今業界の方は自主的にいろいろな行動をやつていない業界ですから、この点同じ法律によって規制をされるならば、これはこんな大きな脱法行為ができるような抜け穴を持つておる法律を御提出なさるはおかしいじゃないか、かように考へておるわけでありまします。これについて同じことですからあまり質問いたしません、政務次官からもう一度御答弁願いたい。

○小室政府委員 はなはだ勝手ですが代理で……。一、二の例をあげますといいのですが、高周波でもって乾燥する機械であるとか、また紡織機の方でも二、三私ども考へているものがございませぬけれども、これは一々こまかいことを申し上げるのも、実は私も細部に於いて説明できませんし、お聞きになる方も御迷惑かと思ひますから、ここでは御答弁申し上げませんが、これはよほど特殊なものでございませぬ。それから省令で規定する際に、こういうものを設置した場合は届けてもらうように省令の方に書くつもりであります。どこでどういう状態をやつておるか全然わからぬというよりな、野放しにはいたしておりませぬ。ですから法律自体を対象とはいたしませんけれども、行政的に登録したと同じようにどういふ状態になつておるか、私どもは把握していくつもりであります。

○多賀谷委員 高周波のような特殊なものだというお話ですけれども、どうも全然初めから法律の外に置くという事は私は解せない。それが生産と関係のないものなら別ですけれども、法律の外に、しかも能率のいいというものを銘打つておるものを適用の除外というよりな、法律として初めから大きな脱法的な行為を予定をしてわれわれがこれをいろいろ審議するならば、どうも賛成するわけにいかない、かように考へる。私は悪く考へれば、十大紡織の外に置けるような機械を購入する能力があるから、これを書かれたのだ——私は考へませんが、こう考へるよりな人もおるのです。ですから私は初めから法律の体裁としてどうも解せない、これだけを申し上げておきます。

時間の関係がありますから、次に質問をいたしますが、この前私が質問いたしましたときは、私不勉強でありまして、不況カルテルとか合理化カルテルというものは、昭和二十二年に独禁法ができました当時からあつた規定だと思つておつたわけですから、その後いろいろ情勢が違つておるから、必ずしもこれを適用するのが妥当でない点もあるかもしれないから、こういふ法律ができた自分では理解しておつたのですが、いろいろ調べてみますと、これは昭和二十八年の九月に実施になつた規定である。しかもその前に、二十七年にあつた方において操縦勧告をされておる。今後は行政措置としてはそういうことはいたしませんからこの法律を認めてくれといつてお出しになり、公取委員長はこれは独占禁止法の最後の線である、こういうことをおっしゃつておる。今後は一切行政勧告による操縦はやらないか、いや、やりませぬから、この法律をお通し下さい、こういうことを言つておるのですから、その経緯から見ると当然当時の法律——しかも当時かなり不況の状態である、その不況の状態にこれだけの条件がかけられて、今後は大臣が行政勧告による勧告はしない、この法律でいいのだ、こういうことを言つておる。こういうことになりますとこれは私は重大な決意を持たざるを得ない。なるほど政府は變つておるかもしれない、しかしながら同じような政党の結合によつてできておる政府である。ですから前の大臣の答弁は全然知りません、今度新たにいくのだとは言ひ得ない政治的な責任があると思ひます。ですから不況であり、生産がこういふ











とられなければならないということも言っておるのであります。その点でいろいろ経済的に問題になります。この点におきましていろいろ検討はしております。

それから最近労働問題懇談会というのが労働省側に設置されました。これに総評、全労、その他からもいろいろな方のお入りになっておるのであります。ここにござまして最低賃金の問題を、大企業と中小企業との賃金較差問題との関連等におきましていろいろ御討議願ひまして、それによりまして労働省としては善処していきたい、かように考えておる次第であります。

○多賀谷委員 外国に対して説明をされる場合はそれでいいと思う。ただ為替の関係だけでなく、やはり食糧資金あるいは実質上どういふ生活をその国で営んでおるかということによって比較する、こういうことでもいいと思うのです。しかしコストに現われてくる面というのは、やはり為替の資金である名目賃金である。ですからその国の商品が安いか安くないかということになります。やはり名目賃金になると思う。そこで私はこれは繊維局長がいいと思いますが、繊維におけるコストのうち労務費の占める割合はどの程度であるか、これをお聞かせ願ひたい。

○小室政府委員 綿糸で申しますと大體八割近くが原綿代になると思ひますが、その他の二割ちよつとのもものは加工賃になります。その中の労務費というものは、資料はあると思ひますが、今すぐには申せませんが、ごくわずかであります。綿布になりますとむろんそれにまた加わつて参りますが、

またあとで資料について、申し上げます。

○多賀谷委員 次に失対部長にお尋ねいたしたいと思ひますが、実は先ほどからお聞き及びのうちに、政府では失業者の出るような統計が出てないので、われわれは失業者が出る、ことに繊維機械の労働者に失業者が出ると思ふ。この前刈谷の市長が見えまして、そうして刈谷には豊田機械が四千名の従業員を持つておる、さらに下請が五百ある、こういう状態であるから、この前の中小企業安定法の二十九条が発動された場合にもかなりの失業者を生んだ、今度もそれ以上生むであろう、こういうお話がありました。今度の場合は私たちが観測しますのには、必ずしも断片的な問題ではなく、かなり続くのではなからうか、少くとも二、三年はこういう状態が続くのではないか、かように考えるわけであります。そこで、この法案が出ましたときに、失業者の状態を見ますと、全国的に散布されるような失業者が発生するという状態ではなくて、地域的、集団的な失業者が発生する、こういうふうになると思ふ。そこで、政府では一体どういふように御処置されるつもりであるか、これをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○渋谷説明員 お答えいたします。この法律の実施によつてどの程度の失業者が出るかという問題につきましても、きのうもお答え申し上げましたように、労働省としては重大な関心を持つて見ているわけでございますが、先般来からの御説明にもありますように、通産当局としては設備の更新とか、あるいは輸出を促進するといふよ

うな措置をとりまして、そう大きなしわ寄せがないように極力努力をする、こういうふうに行つておるわけでございます。従つて労働省としても、この法律が現実に行なはれて、その施行状況を見ないと、どこの市に何名の失業者が出るかということが正確につかめないというのが実情でございます。ただ私どもとしては、かりにこの法律の施行によつて不幸にして失業者が発生しました場合は、労働省としてできるだけの対策を講じて参るといふのは当然でございます。幸いに最近の安定所の窓口の状況を見ますと、昨年の同月に比較して、求人件数においても、求職の件数においても約二割程度の伸びを示しているのでもございます。そういった状況も勘案して、安定所を動員して極力他部門への就職のあつせんを促進していく。必要に応じては、全国に職業補導の施設もございまして、このいった施設等も十分活用して参りたい。なお最終的な対策といたしましては、御承知のように失業対策事業の予算が計上されておりますので、最終的には失業対策事業によつて生活の安定をはかつて参りたい、こういうふう

に考えております。

○多賀谷委員 実は通産省の方ではつきりした見直しをお立てになりませんか、労働省でもお困りであろうと思ふのですけれども、具体的な問題に入る前に、もう少し一般的な問題についてこの際質問をしておきたいと思ひます。本年の三月の完全失業者の数字は百六万、こういつておられます。これは戦後最大の数字であります。昨年と同じ三月が八十四万であります。三月の

月は大體完全失業者の最も多い月ですけれども、昨年比べて二十二万人完全失業者がふえている、こういう状態になつておるのであります。そこで私は、経済五カ年計画は確かに一般的には計画通り進んでおり、あるいは計画以上に進んでいる面もあると思ふのですが、雇用の面だけは計画よりもむしろ非常な悪い状態になりつつある、悪化の一路をたどつておる、かように私は判断せざるを得ないので、ですから、先ほど求人求職が二割程度増している、こういうことですけれども、全般的な趨勢としてはやはり昨年よりも雇用の状態は悪くなつておるのじやなからうか。雇用状態と言へば語弊があるかもしれませんが、失業状態が悪くなつておるのじやなからうか、かように考えるわけですが、部長から御答弁願ひます。

○渋谷説明員 お答えいたします。一般経済界の状況に対比いたしまして、雇用、失業問題がそれほど好転しておらない、むしろ停滞的な傾向を示しているというの御指摘の通りでございます。それで、今回統計局から発表になりました労働力調査の完全失業者の数が百六万人と、戦後最高の数字を示したのでございますが、私どもこれを検討いたしましたものと、対前月の増加数が三十一万人、その内訳を見ますと、女が二十三万人の増加でございます。それに比しまして、男がわずかに九万人の増加、その内訳を見ますと、十四才から十九才までの年齢層において二十万人の増加を示しております。二十才から三十九才までの年齢層においては十万人、従つて対前月増加数三十一万人の全部が十四才から三十九才までの年齢層でふえているということ

になつておるのでございます。この原因を分析してみますと、これは一応の推定でございますが、対前月において、労働力人口が二百三十三万ふえております。その二百三十三万の労働力人口の増加のうちで、女の増加が百五十万人といふふうな圧力的に多いわけでございます。従つて今度のこの異常な完全失業者の増加の主たる原因といたしましては、御承知のように、ちよつと三月は新学年の時期でもございまして、新たに社会に出ます女子の労働力人口が急激にふえたということが、一番大きい原因ではないかと考えておるわけでございます。

特に中学、高等学校、大学を通じまして、新規学校卒業生の数は前年に比較いたしました二十二万五千の増加という数字を示しているのでもございまして、それらの点が今回の労働力調査に現われておるのではないかと、いふふうで考えている次第でございます。

○多賀谷委員 女子の労働力が非常にふえてきた、こういうことになりまして、この五カ年計画が根本的に労働力の面においては変つてきている、変らなければならぬと思ひます。それはなぜかと申しますと、労働力化率がふえてくる、こういう状態になると思ふので、ですから労働力化率がふえてきますと、これはちよつとふえただけでも著しい失業者を見るような状態になるのですから、私はこの五カ年計画も雇用の面からすれば、私にはこの五カ年計画も雇用の面からすれば、かように考えるのであります。経済は物の経済からむしろ人の経済に移つておる。今後の日本経済の大きな形はいかにして人をして職にありつけますかということが日本経済の最も大き

い

い



ところが、あにはからんやそれは県と市で全然分離して、今までの算定とは全然違うのだ、こういふことになりますと、結局一千万五千万ほどやはり足りないということになるわけでありませう。そういうことでは私は失業対策の遂行はできないと思ふのです。なるほどあなたの方は税金もある、交付税だけではありません、こう言われますが、これだけ交付税をくれるならこれはまた別ですけれども、交付税の算定の基礎ですから、税金の問題は入らないのです。あるいは地方債を見てやるじゃないかというところをおっしゃるかもしれませんが、地方債を見てもらっても、それは現在の自治体に非常のために必要な仕事をさせておるのじゃないのです。仕事を引つけようにも仕事がないのですから。このほかにあるいは土地を買い金が要るとか、あるいは仕事を引つける金が要るとか、あるいは超過負担分が要るとか、こういふように市の財政はあなたの方でまるまる見られましても、そのほかいろいろな出費がかさむ、かように考へるわけですから、きょうは安定局長が見えておられますが、私が労働省の安定局長にいろいろ質問をいたしましたところが、多賀谷さん、今度は大丈夫だ、今までのが一千万九千九百十四円になったからということで私たちは安心をしておいた。ところが今までの算定と、今までの算定の基礎と全然違つた算定をおやりになつておる。そうすると結局何ら上つた状態にはなつていないじゃないか、こう言わざるを得ないのです。一体自治庁ではなぜこの負担額について全額交付税の算定の基礎に見られないのか、これをお聞かせ願いたい。

○柴田説明員 お言葉を返すようにございませうが、ある団体の失業者というものが全部地方団体で失業対策事業費によつて吸収されるかといへば、私はそうじゃないと思ふ。これは公共事業費によつて、公共事業費系統の仕事によつて吸収されるものもございませうし、民間のものに吸収されるものもございませう。そこで基準財政需要額を算定いたします場合には、多かれ少かれこの団体も失業対策事業をやつていかなければいけないのだ、そういう前提の上に立つていきます場合に、失業者に対する平均吸収率というものが出てくるわけだと考へます。ただおそろく御質問の趣旨は、そういうことを言つて、実際に現在失業者が困つておるところがあるじゃないかというところをおっしゃるだらうと思ふのでありますけれども、現実には確かにおっしゃる通りに非常に失業者が多発して困つておる都市もあるわけでありませう。そういう都市の財政需要というものを全部普通交付税の機械的算定のもとにおいて全部解消することは、技術的にできないわけでありませう。従いましてもしそういうことをかりにやりますならば、これはよけいな金をよけいな団体にやることになる。交付税の金の額は一定のワケがあるわけでありませうので、その範囲内で合理的なものを考へようといはしますならば、どうしても普通のものについて普通交付税を算定していく、そういう失業者の多発地帯について、非常に困ります団体のついてやはり特別交付税の場合に特別の配慮を払つていかなければ仕方がない。現に昨年失業者の非常に多発しております市町村あるいは

府県につきましては、それぞれ特別交付税の配付の際にその事情を考慮して、必要な財政需要を見て特別交付税を配付しておるわけでありませう。○多賀谷委員 公共事業その他でも吸収される、これはもつともな話でありませうに、市におきまして七百名の失業者があつて、百六十名が失対のワケの中に入つていく、こういう算定では結局救われぬと思ふ。また今、平均吸収率でいつておるといふことであります。平均吸収率で出しておられますか。平均吸収率でいけば全額交付税の算定に見られておる、こう考へてよろしいですか。○柴田説明員 大体入つております。八割程度であります。○多賀谷委員 私はその二割というのがかなり問題であるといふのと、さらに超過をしておる、著しく失業者が出ておる都市といふのは、非常に窮乏の状態であると思ふのです。ですから、私はそういう失業者という定義をもう少し厳格に出して、少くとも失業対策事業の適用を受けるような労働者、こういうことをシビヤにやられて金額をお上げになつたらいいと思ふ。せつから、今度市と県をお分けになるのですから、その市と県をお分けられるぐらゐならば、もう少し、ばくとした失業者を考へられないで、失業対策事業、要するに補助金の対象になる緊急失業対策事業を適用する労働者の範囲を厳格に規定をされて、その範囲内において地方負担分の全額を交付税で見られる、こういうのが至当であると思ふので

す。自治庁ではどういふふうにお考えですか。○柴田説明員 私たちは現在の失業対策事業費関係の基準財政需要額の算定の仕方が完全だと思つておりませう。今御指摘のようなことも言えるかとも思ふのでございませうけれども、ただ地方交付税といふのは一般財源でございませうので、補助金の裏づけといふものは全部見るのだといふような考え方はおもしろくないと思つております。ただししかしながら失業者数といふものの把握も完全じゃないじゃないか、また基準財政需要額を算定する場合の基礎も完全じゃないじゃないかと言われませうならば、問題は確かに残つておるのでございませう。ただそれを解決する前に失業対策事業といふものは地方債を使わないのだ、一切一般財源でやるんだという原則を立てますならば、もつと規模をお上げ、そして十分な基準財政需要額を見ていく方法といふものがとれるのじゃないかと思ふますが、御承知のようにまだ地方財政問題は未確定でございませう。従いまして現実にやはり地方債といふものがある程度地方財政計画上のいろいろな仕事の裏づけとして見ておる以上は、その辺のところの判断は弾力を持って考へざるを得ないわけではございませう。○多賀谷委員 私は、すでに今までの失業状態が集団的多発市、たとえば呉市であるとか、大牟田市であるとか、こういうような市とある、あるいは今この繊維産業の法案によつて起り来たるであろう失業群に見舞われる刈谷市とか伊丹市とか、こういう市の財政状態を思ふならば、格段の努力をする必要があるのじゃないかと思ふので、

現在の失業者といふのは、これは一般的に確かに日本は失業者を多くかかえておるのですが、さらに厳密に見ますと、これは地域の集団的にこの失業群がある、ある産業がつぶれたというふうな状態、ある産業が非常に麻痺状態に陥つた、こういう状態において部分的には著しい失業群の発生を見ておるのです。ですからそれに対処する必要があるのじゃないかと思ふので、アメリカのように、石橋通産大臣の言葉をかりるならば、ちよとスパー・エンプロイメントという言葉を使つておられました、そういうふうな地域においてすら現在特殊な不況地域といふのが多く出て、その特殊な不況地域の対策といふのが現在アメリカの雇用問題の最も大きな問題になつていふ。全般的に非常に景気がよくなる、部分的には非常に景気の悪い産業が出て、それが集団的に地域的に集まつておるといふ関係において、政府としていろいろな努力をしておるのです。これは自治庁にその話をしても御迷惑かと思ひますが、アメリカなんかは、防衛産業のごときは、その不況地区には、同じコストであれば、必ず不況地区の産業に注文をする、こういうような規制までされておる。また特殊な不況地区の対策については、万全の対策をとらうとしておるのです。自治庁としても、こういう特殊な不況地域に対しては何か考へておるべきだ。起債といひましても、だんだん赤字の累積を見て、その元利の償還だけでも大へんな状態に陥つておる、それだけでも重大な問題である。そういう慢性的な失業といふことに見舞われましても、仕方がない、こういう状態になつてきて

おるのです。ですから私はこういふ点  
につきます。一つ格段の御努力をお  
願いたしたい。次の機会に私は責任  
ある自治庁の長官なりあるいは政務次  
官なりに来ていただいて、この問題を  
ただしたい、かように考えまして、本  
日の質問を終わります。

○笹本委員長代理 本日はこの程度に  
とどめます。

次会は来たる二十一日午後一時より  
開会することにし、これにて散会いた  
します。

午後一時二十二分散会